

内閣府 DIS への停電情報提供の概要

1. 提供条件

- ・ 当社のサービス区域において震度 4 以上の地震が発生した場合（自動連携）
- ・ 災害発生時に国の総合的な意思決定への支援が必要と思われる場合
- ・ 国からの要請に基づく場合

2. 提供内容

当社が保有する災害情報システムから、以下の停電に関するデータを提供する。

- ・ 発生地域（停電が発生している市区町村名）
- ・ 発生規模（当該時刻に当該市区町村で発生している停電軒数）
- ・ データ集計時刻（15 分間隔）

3. 提供開始

平成 15 年 11 月 25 日 本格運用開始予定
（平成 14 年 12 月から試験実施）

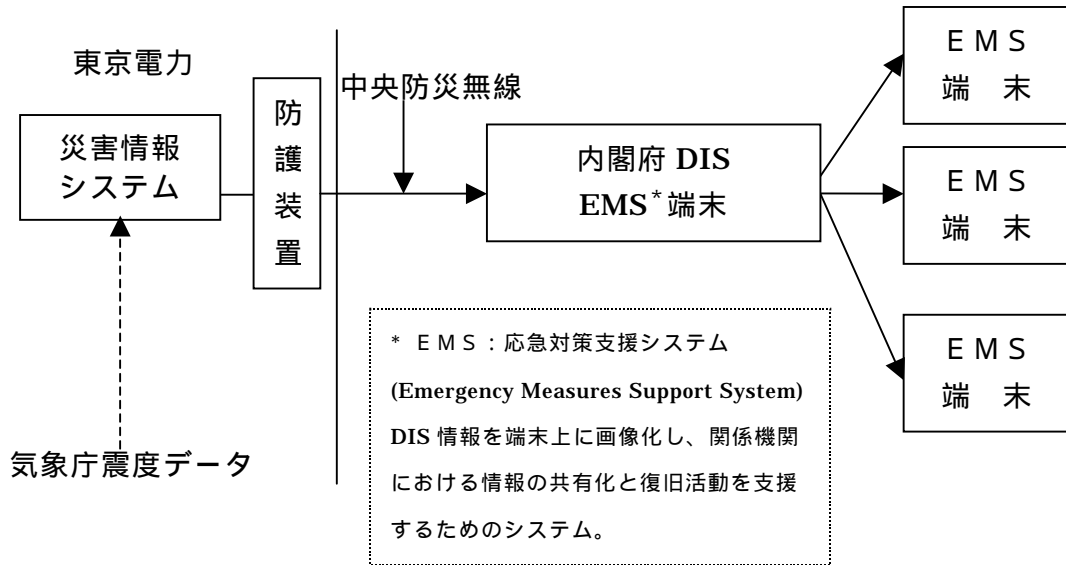
4. 提供方法

- ・ 当社の災害情報システムが、DIS への提供条件を満たすと、中央防災無線を介して内閣府に連携。
- ・ 内閣府は受信したデータを地図上に表示できるよう変換するとともに、区域単位の停電軒数、停電率（分母は世帯数）などの情報を DIS の応急対策支援システム（EMS：Emergency Measures Support System）端末に表示。さらに、各省庁防災関係機関に設置している EMS 端末にも同時に配信し関係機関で情報を共用。

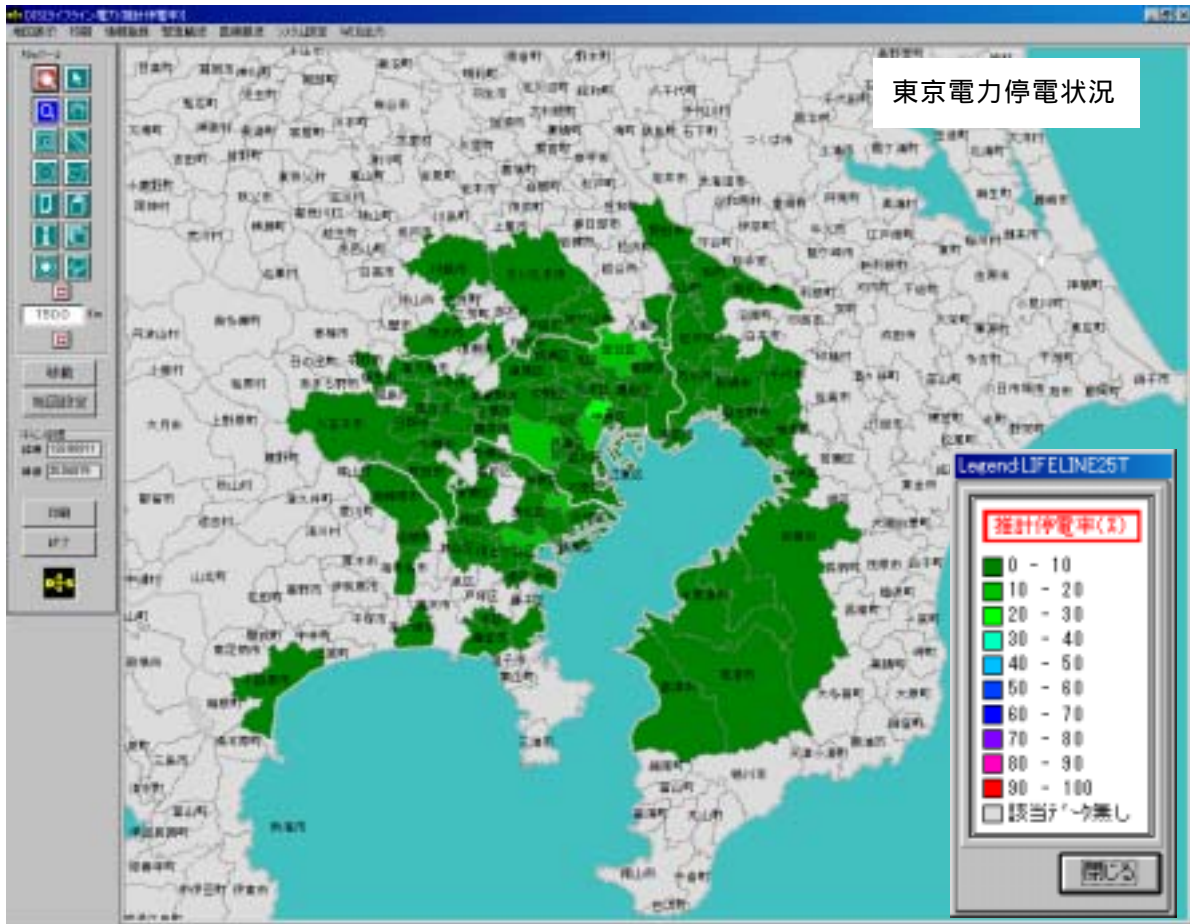
【EMS 端末を設置している各省庁や関係機関】

首相官邸（安全保障・危機管理担当）、総務省、国土交通省、国土交通省防災センター、内閣官房情報集約センター、警察庁、防衛庁、消防庁、経済産業省、原子力安全・保安院、気象庁、海上保安庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国立病院東京災害医療センター

システム構成図



EMS の画面イメージ



以上